

令和7年度における四国地区の取適法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組

令和8年7月1日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 取適法の運用状況

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「下請法等改正法」という。）の施行により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）と改められた。以下では、下請法等改正法の施行日（令和8年1月1日）より前に処理した下請法違反事件についても、特に断りのない限り、その適用法条の解説部分等において、現行の取適法において対応する条文を用いるなどしている。

1 取適法違反被疑事件の処理状況

(1) 処理状況（別紙1参照）

令和7年度における四国地区（近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）管内（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）をいう。以下同じ。）の取適法違反被疑事件の処理件数は207件（製造委託等^(注1)141件、役務委託等^(注2)66件）であり、このうち、206件（製造委託等140件、役務委託等66件）について、①取適法第10条の規定に基づく勧告又は②違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

措置を講じた206件の内訳は、勧告が2件（製造委託等2件）、指導が204件（製造委託等138件、役務委託等66件）である。

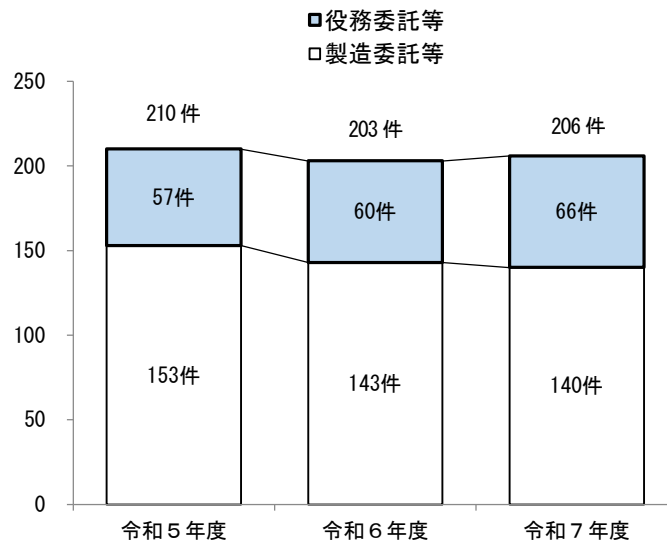
措置件数の推移は下図、勧告事件の概要は別紙2、主な指導事件の概要は別紙3、措置件数の県ごとの内訳は別紙4のとおりである。

(注1) 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 取引適正化調査課
電話 087-811-1758（直通）
ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

図 措置件数の推移



(2) 取適法違反行為の類型別件数（別紙5参照）

ア 指導を行った件数を取適法違反行為の類型別にみると、合計で353件となっており、このうち、製造委託等に係るものが239件、役務委託等に係るものが114件となっている。

イ 発注内容等の明示義務等を定めた手続規定に係る違反（取適法第4条、第7条又は第12条違反）は182件（類型別件数の合計の51.6%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが124件、役務委託等に係るものが58件となっている。

ウ 委託事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（取適法第5条違反）は171件（類型別件数の合計の48.4%）であり、その内訳は、①製造委託等代金^(注)の支払遅延が81件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の47.4%）、②製造委託等代金の減額が38件（同22.2%）、③買ったたきが35件（同20.5%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は115件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が51件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の44.3%）、②製造委託等代金の減額が25件（同21.7%）、③買ったたきが22件（同19.1%）、等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は56件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が30件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の53.6%）、②製造委託等代金の減額が13件（同23.2%）、買ったたきが13件（同23.2%）、等となっている。

(注) 製造委託等及び役務委託等の代金をいう。以下同じ。

(3) 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況（第1表参照）

令和7年度においては、中小受託事業者が被った不利益について、委託事業者7名から、中小受託事業者229名に対し、製造委託等代金の減額分の返還等の原状回復が行われた。

第1表 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	項目		返還を行った 委託事業者数 (注1)	返還を受けた 中小受託事業者数 (注1)	原状回復額 (注2)
	年度				
減額	令和7年度	全国	37名	1,459名	2億4293万円
		四国	4名	89名	1191万円
	令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
		四国	3名	19名	7万円
	令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
		四国	6名	39名	32万円
不当な経済上の 利益の提供要請	令和7年度	全国	60名	1,388名	12億8026万円
		四国	3名	140名	1億6332万円
	令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
		四国	1名	5名	319万円
	令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
		四国	(注3) —	—	—

(注1) 委託事業者数及び中小受託事業者数は延べ数である。

(注2) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

(注3) 該当がない場合を「—」で示した。

2 定期調査の実施状況等

(1) 定期調査の実施状況（別紙6参照）

中小受託取引においては、委託事業者の取適法違反行為により中小受託事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、中小受託事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、中小受託事業者が委託事業者の取適法違反被疑事実を情報提供しやすい環境の整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

定期調査は、四国地区に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の委託事業者1,986名（製造委託等1,194名、役務委託等792名）及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者8,089名（製造委託等5,363名、役務委託等2,726名）を対象に実施した。

(2) 新規着手状況（別紙7参照）

新規に着手した取適法違反被疑事件は208件（製造委託等142件、役務委託等66件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が委託事業者及び中小受託事業者を対象に行った定期調査によるものが205件（製造委託等139件、役務委託等66件）、委託事業者か

らの申告（自発的申出）によるものが3件（製造委託等3件）である。

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、取適法及び優越的地位の濫用規制（以下「取適法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和7年度の状況は、次のとおりである。

1 取適法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、取適法等に係る相談を受け付けている。令和7年度においては、四国支所では532件の相談に対応した。

2 取引適正化協力委員

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度における四国支所管内の取引適正化協力委員（定員）は10名である。

令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買ったたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。

3 コンプライアンス確立への積極的支援

四国支所では、取適法の周知のため、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県及びオンラインでの事業者向け主催説明会の開催、関係省庁と連携した業種別説明会への講師派遣、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催などの取組を実施した。また、徳島県、香川県及び愛媛県でのよろず支援拠点における個別相談会も実施した。

また、改正した労務費転嫁指針について、四国地区各県で開催された地方版政労使会議において説明を行った。

取適法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		処理件数				
		措置			不問	計
		勧告	指導	小計		
令和7年度	全国	39	8,261	8,300	30	8,330
	四国	2	204	206	1	207
製造委託等	全国	37	5,337	5,374	22	5,396
	四国	2	138	140	1	141
役務委託等	全国	2	2,924	2,926	8	2,934
	四国	0	66	66	0	66
令和6年度	全国	21	8,230	8,251	55	8,306
	四国	1	202	203	0	203
製造委託等	全国	17	5,420	5,437	31	5,468
	四国	1	142	143	0	143
役務委託等	全国	4	2,810	2,814	24	2,838
	四国	0	60	60	0	60
令和5年度	全国	13	8,268	8,281	47	8,328
	四国	1	209	210	0	210
製造委託等	全国	12	5,329	5,341	21	5,362
	四国	0	153	153	0	153
役務委託等	全国	1	2,939	2,940	26	2,966
	四国	1	56	57	0	57

令和7年度の四国地区における取適法勧告事件

番号	件名	概要	違反法条(注)	勧告年月日
1	井関農機株式会社 に対する件	井関農機株式会社は、自社が販売する又は製造を請け負う農業機械を構成する部品若しくは当該部品の製造に用いる金型の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年5月1日から令和7年1月31日までの間、井関農機株式会社又は製造子会社等が型及び治具を用いて製造される部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者102社に対し、合計19,461個の型及び治具を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	R7.5.9
2	徳島トヨタ自動車株式会社 に対する件	徳島トヨタ自動車株式会社は、自社が販売する中古自動車の加工及び自社の顧客から請け負う自動車の修理を下請事業者に委託したところ、次の(1)及び(2)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。 (1)遅くとも令和6年7月から令和7年9月までの間、下請事業者6名に対し、自動車の引取り又は引渡しに係る運送2,728回を自己のために無償で行わせていた。 (2)遅くとも令和6年7月から令和7年9月までの間、前記(1)の下請事業者6名のうち5名に対し、自動車に用いる部品の引取りに係る運送540回を自己のために無償で行わせていた。	旧下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	R8.3.26

(注) 実際に適用した法律等を記載しており、下請法等改正法の施行後に下請法を適用した事件は「旧下請法」と記載している。

令和7年度の四国地区における主な取適法指導事件

1 代金の支払遅延の禁止（下請法第4条第1項第2号）

- 自動車の修理等を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

2 代金の減額の禁止（下請法第4条第1項第3号）

- ① 梱包資材等の製造を下請事業者へ委託しているB社は、支払うべき下請代金の額から「出精値引」と称し、一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
- ② 貨物の運送を下請事業者へ委託しているC社は、現金で下請代金を支払っている下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から、下請代金を金融機関の口座へ振り込む際に実際に支払う振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

3 買ったたきの禁止（下請法第4条第1項第5号）

- 自動車の修理等を下請事業者へ委託しているD社は、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、下請事業者と十分な協議を行うことなく、下請事業者と損害保険会社が決定した額に自社の利益分として一定率を乗じて得た額を差し引いた金額を下請代金の額として定めていた。

4 割引困難な手形の交付の禁止（下請法第4条第2項第2号）

- 建設資材等の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請代金の支払条件について、サイト（手形期間）が60日を超える手形により下請代金を支払っていた。

（注）実際に適用した法律を記載している。

措置件数の県ごとの内訳

[単位：件]

年 度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	四国地区合計
令和7年度	41	75	62	28	206
令和6年度	34	72	69	28	203
令和5年度	35	69	72	34	210

(注) 措置を採った委託事業者の本社所在地により区分している。

取適法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定				実体規定												合計	
		明示義務	書類等の作成・保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和7年度	全国	6,242	644	1	6,887	32	3,787	1,323	52	1,006	23	74	145	454	332	0	7,228	14,115	
	四国	159	22	1	182	0	81	38	0	35	0	3	3	6	5	0	171	353	
	製造委託等	全国	4,209	399	1	4,609	27	2,283	923	49	630	16	69	135	386	242	0	4,760	9,369
		四国	110	13	1	124	0	51	25	0	22	0	3	3	6	5	0	115	239
	役務委託等	全国	2,033	245	0	2,278	5	1,504	400	3	376	7	5	10	68	90	0	2,468	4,746
		四国	49	9	0	58	0	30	13	0	13	0	0	0	0	0	0	56	114
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757	
	四国	163	31	0	194	0	78	43	0	30	1	3	8	10	3	0	176	370	
	製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
		四国	116	21	0	137	0	54	33	0	18	1	3	7	10	2	0	128	265
	役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
		四国	47	10	0	57	0	24	10	0	12	0	0	1	0	1	0	48	105
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463	
	四国	165	20	0	185	2	80	42	0	29	2	0	1	9	0	0	165	350	
	製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
		四国	122	15	0	137	2	55	31	0	18	1	0	1	9	0	0	117	254
	役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
		四国	43	5	0	48	0	25	11	0	11	1	0	0	0	0	0	48	96

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

定期調査の実施状況

年 度	区 分	委託事業者調査（名）		中小受託事業者調査（名）	
		全 国	四 国	全 国	四 国
令和7年度		65,000	1,986	300,000	8,089
	製造委託等	39,851	1,194	188,831	5,363
	役務委託等	25,149	792	111,169	2,726
令和6年度		90,000	2,750	330,000	8,455
	製造委託等	53,144	1,768	214,316	6,025
	役務委託等	36,856	982	115,684	2,430
令和5年度		80,000	2,499	330,000	7,260
	製造委託等	46,900	1,651	199,138	5,040
	役務委託等	33,100	848	130,862	2,220

新規着手状況

年 度	区 分	新規着手件数				
		定期調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	
令和7年度	全 国	8,156	161	9	8,326	
	四 国	205	3	0	208	
	製造委託等	全 国	5,264	125	9	5,398
		四 国	139	3	0	142
	役務委託等	全 国	2,892	36	0	2,928
		四 国	66	0	0	66
令和6年度	全 国	8,152	119	1	8,272	
	四 国	201	1	0	202	
	製造委託等	全 国	5,369	85	1	5,455
		四 国	142	1	0	143
	役務委託等	全 国	2,783	34	0	2,817
		四 国	59	0	0	59
令和5年度	全 国	8,120	112	0	8,232	
	四 国	209	1	0	210	
	製造委託等	全 国	5,244	62	0	5,306
		四 国	153	0	0	153
	役務委託等	全 国	2,876	50	0	2,926
		四 国	56	1	0	57